

第3回 船橋市総合計画審議会 会議録

日時 令和元年8月21日（水） 13:30～15:15

場所 船橋市役所 11階 大会議室

出席委員

宇於崎委員、柏木委員、藤野委員、宮脇委員、屋代委員、坪井委員、本木委員、若生委員、稲垣委員、小渕委員、深尾委員、萬屋委員、片桐委員、古賀委員、小林委員、矢部委員

<市出席者>

山崎副市長、杉田企画財政部長

<事務局>

林政策企画課長、千脇政策企画課長補佐、大島政策企画課長補佐、富田政策企画課総合計画係長

欠席委員

牛山委員、中原委員、中村委員、三須委員

次第

1. 議題

（1） 前回までの検討事項について

（2） 第3次船橋市総合計画 骨子案<基本理念>について

2. その他（次回の予定）

傍聴者 4名

会議の公開・非公開の区分 公開

議事内容：

開会（13時30分）

○ 事務局（政策企画課長補佐）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第3回船橋市総合計画審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、政策企画課の大島です。それでは、本日の資料を確認させていただきます。

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 資料1 第3次船橋市総合計画（骨子案）＜序論・基本構想＞
- ・ 資料2 骨子案＜序論＞に対する御意見への対応について
- ・ 資料3 骨子案＜序論＞新旧対照表
- ・ 資料4 骨子案 用語集
- ・ 資料5 基本理念の背景・設定理由について
- ・ 資料6 骨子案＜基本理念＞に対する事前意見

以上となります。本日の審議は2時間程度を予定しております。

続きまして、委員の欠席者について御報告いたします。本日は牛山委員、中原委員、三須委員、中村委員より御欠席の御連絡を受けております。また、本木委員より遅れる旨の御連絡をいただいております。よって現時点で委員20名のうち15名の方に御出席していただいておりますことから、船橋市総合計画審議会条例第5条第2項に規定されております会議の開催要件を満たしていることを御報告いたします。次に、会議の公開、傍聴について御説明いたします。本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。また、傍聴につきましては、事前に傍聴者の定員を10名として市のホームページに掲載させていただきましたことを御報告いたします。なお、本日4名の傍聴者がいらっしゃいますことを御報告いたします。それでは、船橋市総合計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。宮脇会長、よろしくをお願いいたします。

○ 宮脇会長

皆様、本日もよろしくをお願いいたします。それでは、議事に入ります前に、傍聴者の方に入室いただきます。

（傍聴者 入室）

傍聴者の方は、受付の際にお渡しした「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

1. 議題

（1） 議題1 「前回までの検討事項について」

○ 宮脇会長

それでは、本日の議事に入ります。議題1「前回までの検討事項について」となっています。事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局（政策企画課総合計画係長）

前回御審議いただきました骨子案の序論部分について、いただきました御意見を踏まえ修正いたしましたので、まずはそれについて御説明いたします。資料2の「骨子案＜序論＞に対する御意見への対応について」を御覧ください。一覧の左列の番号の順に御説明いたします。修

正した文言は、資料1の「第3次船橋市総合計画（骨子案）＜序論・基本構想＞」及び資料3の「骨子案＜序論＞ 新旧対照表」に反映しておりますので、併せて御覧ください。なお、資料において、赤字での修正が委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ修正した部分で、青字の修正については、事務局側で見直した結果、修正したのになります。

まず1番の「全体を通して」ですが、分かりづらい用語には、別紙で用語集を作成させていただいております。本日資料4としてお手元に配布させていただいておりますので、御確認ください。

次に2番から6番は「社会経済情勢」に対する御意見となります。骨子案は4ページを御覧ください。このうち2番から4番は「③自然災害のリスクの高まり」に対する御意見で、2番は「河川の急な増水による被害」を「河川氾濫や浸水被害」に、3番は「首都直下型地震」を「首都直下地震」に、それぞれ文言の修正をしております。4番は、首都直下地震の発生確率についての御意見です。まず本木委員より御提案のあった85%という確率について説明します。国が設置する地震調査研究推進本部において、全国地震動予測地図というものを毎年発表しており、その2018年版において、船橋市役所付近で今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が85.2%となっているものです。一方で首都直下地震への対策として、国では首都直下地震緊急対策推進基本計画、千葉県では千葉県地震防災戦略、そして本市では船橋市地震防災戦略をそれぞれ策定しておりますが、いずれもM7クラスの首都直下地震が今後30年以内に発生する確率は約70%という想定に基づいたものとなっております。このことから、国、県、及び本市の各種計画等との整合を図ることが望ましいことから、第3次総合計画の社会経済情勢の中では、70%の数字で整理させていただきたいと考えています。なお、南海トラフ地震につきましては、千葉県及び本市の防災戦略の中で想定する対象地震として捉えていないことから、本市に影響の大きい社会経済情勢として整理しているこの骨子案からは削除させていただきました。

次に5番は、「⑤低炭素・循環型社会に向けた取組」に対する御意見で、「ステークホルダー」という文言がわかりにくいという御意見への対応として、「全てのステークホルダーが一体となって」を「各主体が密接に連携して」に修正しております。

次に6番は「⑥持続可能なまちづくりへの取組」に対する御意見で、箇条書き3つ目の文頭に、いただいた御意見のとおり「経済、社会及び環境という多角的視点からの」という文言を追加しております。次に7番から10番は「船橋市の発展の可能性」に対する御意見となります。骨子案は5ページを御覧ください。まず7番については、発展の可能性に「子ども」たちが活躍している要素を追加できないかとの御意見について、「子ども」という要素だけで新たに1つ項目を立てることも検討いたしました。①増加する人口、まちを支える市民の力の項目の中の「市民」は子どもから大人まで幅広い年代を捉えていることから、「子ども」たちが活躍している要素については「子どもから大人まで幅広い年代の市民」と明記することで、対応させていただきました。

次に8番から10番まではもともと「②高まる健康意識」としていた部分についての御意見です。まず8番はJAGESの結果の具体的な内容に触れるべきとの御意見への対応として、「高齢者の運動機能低下者の割合が最も低い」という説明を追加しました。9番は健康づくりだけではなく、その先にある就業機会の増加等による高齢者の生きがいづくりといった内容にしてはどうかという御意見で、10番は、身体的に健康であるという状況を「意識」でまとめるのではなく、健康な体を活用して、積極的な活動につなげることに意味があることを盛り込んでどうか、という御意見ですが、9番、10番の御意見は内容的に近いもので、2つの御意見への対応として「健康づくりの取り組みをより一層進めることで、元気な高齢者が増え」の後の文章を「地域交流の促進も期待される。また、高齢者の就業やまちづくりへの参画の機会の拡大により、生きがいを創出するとともに、」に変更しました。また、「高まる健康意識」というタイトルについて「健康づくりや生きがい創出によるまちの活性化」と修正しました。

次に11番と12番は、「船橋市が抱える重点課題」に対する御意見となります。骨子案は6ページを御覧ください。まず、11番の「①複雑多様化する地域課題への対応」に対して、2極化についての括り方への御意見がございました。人口動態については24地区コミュニティごとに状況が異なることは認識しておりますが、骨子案のなかでは行政5ブロックの大きな傾向として捉えているため、頭に「市内の人口動態を行政5ブロックでみると、」という文言を追加させていただきました。

次に12番の「②より安全・安心に暮らせる都市基盤の整備」に対して、ハード面だけでなくソフト面の対策も入れてはどうかという御意見があり、前回の審議会の中で御審議いただきましたが、市では災害対策としてソフト面についても、重要な課題として認識しておりますが、骨子案のこの項目では、災害対策だけではなく、歩行者の安全や交通渋滞への対策としての道路整備を含めた都市基盤整備としての課題として捉えているため、この項目の記載はこのままとさせていただきます。御意見の内容については、基本計画の分野別計画の中で反映させていただくことを考えております。

修正点についての説明は以上となります。

○ 宮脇会長

主に資料の青字について、事務局で修正された理由があれば、教えていただけますか。

○ 事務局（政策企画課総合計画係長）

資料3に沿って御説明をさせていただきます。

1つ目の「②充実した鉄道網を活かした生活利便性の高い都市構造」の鉄道網のところにつきましては、もともと「有する」としていたところを、他に鉄道網に関する文章表現に合わせるため、「有している」に統一させていただきました。

2つ目の「②広域道路ネットワークの整備」の北千葉道路のところにつきましては、もともと「早期事業化」という形で表現させていただいた部分でございますが、これはまだ事業化着手していない部分もありますし、もう既に事業化している部分もあるということで、分かりやすく「全線開通」が良いだろうということで、訂正させていただきました。

3つ目の「③自然災害のリスクの高まり」の「南海トラフ地震」を削除させていただいたのは、先程説明させていただいたとおりでございます。

4つ目の「⑤低炭素・循環型社会に向けた取組」につきましては、「頻発する」という文言を訂正させていただきました。

続きまして、2ページの1つ目「⑥持続可能なまちづくりへの取組」でございます。ここは、「持続可能な」という文言を取らせていただきました。地方が将来にわたって成長力を確保する要素としては、「安心して暮らせるまちづくりと活性化」が重要になるということで、「持続可能なまちづくり」というものが、それらを達成することによって持続可能になるという説明ですので、「持続可能なまちづくり」のかかり方が、前回の位置だと分かりづらくなってしまったことから、整理をさせていただきました。

3つ目の「②健康づくりや生きがい創出によるまちの活性化」につきましては、文言の整理をさせていただきました。

3ページの1つ目「③さらなる産業発展の期待」のところでございますが、中段の「また」以降の部分について、北千葉道路の整備というのが船橋市の北部地域の小室というエリアを通る道路になりますので、主に北部地区の発展が期待されるということを明確化するために、「北部地域において」という文言を追加させていただいております。

2つ目の「①複雑多様化する地域課題への対応」のところでございます。ここは文章として通りやすくなる文言に整理をさせていただきました。

3つ目の「③子どもを安心して産み育てられる環境の整備」のところでは、子どもの貧困と児童虐待の相談件数、課題というのは相談件数増加というよりも、児童虐待そのものが課題であるというところで、その文言を削除させていただきました。説明としては以上となります。

○ 宮脇会長

それでは委員の皆様から、今の事務局の説明に対する御質問、御意見を順にお願いしたいと思います。

○ 屋代委員

資料4について、文章が校正されていないように見受けられますが、今後、校正が入ることによろしいですか。

○ 事務局（政策企画課総合計画係長）

御指摘、ありがとうございます。きちんと整理をさせていただきます。

○ 宮脇会長

その他いかがでしょうか。片桐委員、地震の部分このような形でよろしいですか。

○ 片桐委員

1点念頭に置いていただきたいことは、南海トラフ地震のところを完全に削除をしておりますが、南海トラフ地震の中には、東海地震、南海地震、東南海地震という3つの地震が含まれています。東海地震は予知できないということで、警報が発令されたら集まる等、現行の地域防災計画には少し記載があります。それもいずれはなくなるということで、削除しても構わないと思います。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。その他、前回の御指摘に対する修正をしていただいておりますが、いかがでしょうか。最終的にまた、整理をしていただくことにはなりますが、とりあえず現段階におきましては、先程の事務局の御説明どおりに修正をしていただくことにしたいと思います。

それでは続きまして、議題の2に入りたいと思います。骨子案、基本理念について、第3次船橋市総合計画、骨子案、基本理念について、事務局より御説明をお願いいたします。

(2) 議題2「第3次船橋市総合計画 骨子案＜基本理念＞について」

○ 事務局（政策企画課長）

それでは、骨子案の基本理念部分について御説明いたします。資料1の「第3次船橋市総合計画（骨子案）＜序論・基本構想＞」と資料5の「基本理念の背景・設定理由について」を御覧ください。まず基本理念の位置付けについて改めて説明させていただきます。資料1の2ページを御覧ください。前回も御説明しましたとおり、本市の第3次総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3階層で構成することとしており、基本理念は、基本構想の中に位置付けるもので、序論を踏まえ、本市の「めざすまちの姿」として掲げるものです。基本理念は、福祉、環境、都市基盤などの行政分野においても念頭に置くべき市政運営の共通の目標とするものとして設定しております。めざすまちの姿は4つあり、分野によって関わりの濃淡はありますが、分野を問わず実現を目指すまちづくりの大きな方向性として示したものです。なお、将来都市像は、この基本理念を包含・集約し、市民と広く共有できるまちづくりの目標として掲げるもので、次回の第4回審議会でお示しする予定です。

では次に基本理念の設定経緯について御説明いたします。資料5を御覧ください。基本理念の設定にあたって、前回御審議いただいた序論の中で整理している市の特性、社会経済情勢、本市の発展の可能性、本市が抱える重点課題を踏まえ、まちとしての強みを伸ばす、もしくは課題を克服するためのまちづくりの方向性について検討を行い、4つのめざすまちの姿に整理したものです。続いて、基本理念のめざすまちの姿の内容について順番に御説明させていただきます。

まず、1つ目の「一人ひとりが自分らしく生き生きと輝けるまち」については、「輝くひと」に焦点を当てた理念です。まちづくりの主役は「ひと」であり、本市は序論でも触れたとおり、中核市最大の人口を抱え、その中で市民活動が活発に行われ、まちが発展してきました。健康

寿命の延伸による人生 100 年時代を見据えた際、まちの発展のためには、市民一人ひとりが、それぞれのライフステージにおいて活躍することができるよう、環境づくりが重要と考えます。そのため、市民一人ひとりが輝けるまちを目指すこととして基本理念に設定したものです。関連する序論の主な項目としては、本市特性の④、⑥、発展の可能性の①、②、重点課題の①、③、④となっています。

次に、2 つ目の「活気と魅力にあふれ、進化し続けるまち」については、「まちの進化」に焦点を当てた理念です。本市は、都心近郊の立地及び充実した鉄道網による交通利便性により、昭和 30 年代から 50 年代の人口急増期を経て、まちとして発展してきましたが、まちの発展のために、船橋駅前の再開発やアンデルセン公園の整備等に代表される魅力あるまちとしての取り組みを実施してきました。これからの 10 年間においても、全国的には人口減少傾向にある中、本市では、メディカルタウン構想をコンセプトとする海老川上流地区のまちづくり JR 南船橋駅南口市有地の活用による臨海部の回遊性創出等に代表される新たなまちの魅力の創出を進めていきます。これらのまちづくりを中心に、まちとして新たな魅力を次々と創出することで、進化し続けるまちを目指すものとして、基本理念に設定したものです。関連する序論の主な項目としては、本市の特性の①、②や、社会経済情勢の②、発展の可能性の③、④となっています。

次に、3 つ目の「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」については、市民生活の土台となる「安心できる暮らし」に焦点を当てた理念です。少子高齢化の進展や災害、犯罪等に対する不安の高まり、価値観・ライフスタイルの変化により、市民生活を取り巻く環境は大きく変化してきていますが、そういった状況においても、市民が安心して暮らせる環境づくり、まちづくりが、まちの発展や豊かな市民生活、市民の活躍等の土台となると考えます。そういった観点から市民が将来にわたって、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指すものとして基本理念に設定したものです。関連する序論の主な項目としては、社会経済情勢の①、③、発展の可能性の②、重点課題の①から④となっています。

最後に 4 つ目の「快適に暮らせる人と環境にやさしいまち」については、利便性と安らぎを感じることができる「快適な暮らし」に焦点を当てた理念です。本市は交通や生活の利便性に優れる一方で、恵み豊かな自然がもたらす安らぎを感じることができる都市と自然が調和した快適で暮らしやすいまちです。少子高齢化が進む中、生活の利便性を高めることは子育て世代や高齢者の支援を推進するにあたり、より一層求められる要素であると考えられます。また、自然環境は行政だけでなく市民や事業者等様々な主体が連携して次世代に引き継ぐという意識を持つことが重要であると考えています。それらを包含した快適に暮らせる人と環境にやさしいまちを目指すものとして基本理念に設定したものです。関連する序論の主なものとしては、本市の特性の②、③や、社会経済情勢の⑤となっています。

なお、序論のうち、社会経済情勢の④の先端技術の活用、⑥の持続可能なまちづくりへの取組、課題の⑤持続可能な行財政運営に向けた取組については、全てのめざすまちの姿に関連するものとして位置付けております。

4 つのめざすまちの姿をまとめますと、1 つ目は市民が活躍してさらに輝く、2 つ目はまちを進化させ活気と魅力を高めるといったプラスの要素を前面に出して、まちの発展という観点から設定したものです。一方で、3 つ目と 4 つ目は安心できる暮らしや快適な暮らし等、市民の暮らしや自然環境を守るといった観点から設定したもので、4 つのめざすまちの姿は大きく 2 通りに分類できると考えております。

説明は以上となりますが、先程もお話ししましたとおり、この基本理念は今回の第 3 次船橋市総合計画の目指す方向性を示す計画の根幹となりますので、委員の皆様におかれましては、御忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。少し確認をさせてください。資料 1 の冒頭御説明いただいた 2 ペー

ジ目、赤い枠に囲まれた今回の審議対象というところには、基本理念というのは1つで、「めざすまちの姿」が1、2、3と、こういう構図になっていますが、資料5で御説明いただきました基本理念は1、2、3、4となっています。今の御説明でいきますと、資料1で示している「めざすまちの姿」というのが資料5の基本理念の1、2、3、それを全部束ねたのが「基本理念」ということで理解して良いのでしょうか。というのは、後期基本計画の中で、「めざすまちの姿」というのがあり、その中で幾つかの柱が立っている構造になっていますので、御説明を伺い、頭の整理をしたいと思います。

○ 事務局（政策企画課長）

めざすまちの姿1が資料5の基本理念1というような形になりまして、それを全部束ねたのが、基本理念です。

○ 宮脇会長

分かりました。めざすまちの姿を束ねたものが基本理念ということでしょうか。

○ 事務局（政策企画課長）

そのとおりでございます。

○ 宮脇会長

資料5には関連する序論、関連する分野が記載されていますが、今御説明がありました基本理念、めざすまちの姿というのは、横断的な部分をカバーし、それをさらに細かくしたのが分野別計画、こういう構造になっています。今まで御議論いただいたようなことが、資料5でいうと基本理念のグループ分けをしたものにも入っており、施策ベースで横串を指すというイメージを作っています。補足の説明は以上でございまして、まずは委員の皆様から御質問等をいただきたいと思います。この骨子案につきまして、資料6を御覧いただきたいと思います。この資料6を御覧いただきますと、3名の委員から御指摘をいただいておりますので、この御指摘をいただきました内容等につきまして、まずは御説明をいただければと思います。それでは、この資料の順番ということで、最初に稲垣委員からお願いできますでしょうか。

○ 稲垣委員

基本理念3の本文に、医療に関する要素を加えた方が良いのではないかと考えました。第1回審議会で配布された参考資料の中に、市民アンケート結果の概要があります。将来こうなってほしいと希望するまちの姿という項目の中に、上位5つ載っていますが、そのうち4つは基本理念の3と4に既に盛り込まれております。残り1つの「医療機関や保健サービスの充実したまち」に対応するものが、今のところ基本理念にないのではないかと思います。アンケート結果を全て基本理念に反映させるわけではないとは思いますが、救急医療体制や地域医療連携等の医療体制が充実していることが、安心できる暮らしにつながると思いますので、医療の要素を盛り込むと良いと思いました。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。それぞれ分野も違ってきてしまいますので、まず、この御意見に対して、事務局から御説明があればお願いいたします。

○ 事務局（政策企画課総合計画係長）

御意見ありがとうございます。稲垣委員から御指摘いただきましたアンケートの部分について、市民の意識としてはどのようなまちになってほしいかというところで、2番目に「医療機関や保健サービスが充実したまち」というのが挙げられています。ここについては、本文中か、もしくは、本文中に入れると個別の文言の要素が、基本理念のめざすまちの姿の3の中で、すこし多くなってしまうので、そういう要素を入れる方向で検討させていただきますが、どのような説明にするのか、そこは検討させていただきたいと考えております。

○ 宮脇会長

また後ほど、その適否につきましては御議論いただきたいと思いますので、今は御意見に関する内容と事務局側の考え方を個別に伺いたいと思います。それでは、次は宇於崎委員、お願

いいいたします。

○ 宇於崎委員

私の提案は、基本理念の4のタイトルが「快適に暮らせる」となっており、これは本文の1つ目のセンテンス「生活の利便性と自然の恵みがもたらす安らぎは、どちらも市民の快適な暮らしに欠かせないものです」というところを受けているのですが、利便性と安らぎの両方を快適な暮らしで受けるのに、違和感があります。資料5の3つ目のセンテンスに「都市としての利便性と自然がもたらす安らぎの両面を享受できる豊かで快適な暮らしを次世代に引き継いでいくために」とありますので、「豊かに快適な」と冠を付けてはいかがでしょうか。どちらかを採用するのであれば、「豊か」とすることでより幅広に意味合いとして取れると思います。ただ、先程の御説明を聞いていて、快適というキーワードが、必要であると感じましたので、無理に変えましょうという提案ではありません。

○ 宮脇会長

ありがとうございました。これは事務局でどういうふうに御意見をお持ちですか。

○ 事務局（政策企画課総合計画係長）

市の特徴としまして、都心へのアクセスの良さであったり、市内の交通網の充実や買い物の利便性など、やはり交通や生活の利便性が優れたまちであるという特徴を有していると考えています。その一方で、自然環境の海であったり、北部地区には豊かな緑であったりということが残されているので、その両面を捉えて、ここでは「快適」という形で言葉を使わせていただいているのですが、どちらかというところ利便性というところに重きを置いた形での快適ということで、当初は設定させていただきました。宇於崎委員のおっしゃることもごもっともなところだと思っております、ここは併記するという方向でもいいのかなというふうに考えております。以上でございます。

○ 宮脇会長

それでは、次に萬屋委員、お願いいたします。

○ 萬屋委員

基本理念2のタイトルに「進化し続ける」とありますが、何でも新しいものに変えていけば良いというものでもないと思います。既存のものとの調和も非常に大切ですので、この視点も加えた方が、より適切と思われます。例えば、「活力と魅力」、これは力と力で語呂合わせしていますが、「活力と魅力に満ちた進化と調和のまち」等としてはいかがでしょうか。それから、同じポイントですが、本文内にある「進化し続けるまち」という部分を、タイトル欄と同様の理由で、例えば、「進化と調和のまち」等としてはどうでしょうか。それから、背景・設定理由欄です。ここにも、「常に進化させ」とありますが、これ自体何を常に進化させるのか、抽象的な表現であり、またタイトル欄と全く同様の理由で、絶え間なく、何でも変えれば良いというものでもないと思いますので、例えば、「まちの伝統と新しさの調和を進め」等としてはいかがでしょうか。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。事務局で、何か御意見ございますでしょうか。

○ 事務局（政策企画課総合計画係長）

萬屋委員のおっしゃっていることは、そのとおりであると考えておりまして、何でも新しいものに変えるという意味でこの「めざすまちの姿」を設定したものではないということを御説明させていただきたいと思います。ここでは「進化」という部分を強調した本文になっておりますが、もちろんまちづくりとして昔から受け継がれてきた部分であったりとか、伝統であったり、そういった部分も守り継承しながら、新しいまちづくりも挑戦していくという意味合いで、もちろん設定させていただいたものになりますので、例えば、まちの伝統を守りながらなど、これまでのものを継承しながらというようなものが分かる文言を、どこかに付け加えるという形で対応させていただければと考えております。

○ 宮脇会長

事前に御質問いただき、事務局の考え方を共有しましたが、これからの審議の進め方は、まず事前にいただいた御意見に対しまして、他の委員の皆様の御意見、あるいは御質問等をいただきたいと考えております。その後、全体、他の部分も含めて、お気付きの点があれば御意見をいただければと思います。

資料6について、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。まず稲垣委員の意見については、あらためてアンケートを見て、そのとおりだと思いました。アンケートの上位1番と3番が入っていますが、2番が入っていないことに関して、説明がつかないため、やはりきちんと市民の皆様の御意見を幅広く反映させる。ただ、その取り入れ方は検討したいと思います。また、2番目の宇於崎委員の御意見につきましても、「快適」が船橋市の特色となっていますので、それは残す一方で、御指摘のある「豊かさ」についてもアピールをしておく必要があるため、これは両方を受けるような形での表現がないか検討いたします。

それから、萬屋委員の言われていることは、もちろんそのとおりですので、地域の持続性という観点からその方向性で、表現等も含めまして、内容を検討していきたいと思います。事前質問に対しては、そのように整理させていただきたいと思います。その他の部分を含めまして、御意見いただけますでしょうか。

○ 本木委員

前の会議との関係で遅れて申し訳ありませんでした。この4つのめざすまちの姿はこのままの表現で総合計画に記載されるのでしょうか。それともこれはあくまでも共通の方向性として、これに色々議論した結果を整理しながら作り上げていくというふうに理解して良いのでしょうか。

○ 宮脇会長

今の本木委員の御質問について、資料1の表紙の裏面の2ページ目を御覧ください。本木委員が言われますように、今日の議論は基本構想の中の基本理念になりますが、まずは事務局からこの御質問に対します考え方を教えていただけますでしょうか。

○ 事務局（政策企画課長）

今言われました基本理念1、2、3、4の本文につきましては、あくまでもたたき台であり、これから審議会で審議していただきまして、修正するところは修正し、総合計画に反映されます。

○ 宮脇会長

今回提出されました資料5の文言等がこのまま今日確定するわけではなく、これから審議していく中で位置づけとイメージを共有していくというふうに御理解いただければと思います。

○ 本木委員

そのような受け止め方をするとすれば、例えば輝く人の中で「市民の活躍がまちの発展につながる」というのは、何か抜けてないかと考えています。やはり、「市民の活躍がまちの活性化と発展につながる」などとしてはいかがでしょうか。また、「ライフステージに応じた学び方」についても、「ライフステージに応じた生き方、学び方、働き方」などとしてはいかがでしょうか。4つ目の基本理念に「生活の利便性と自然の恵み」とありますがこれは、「利便性と豊かな自然の恵み」というのはいかがでしょうか。

このような表現を少しずつ入れてみると、市民にもよく分かるのではないかと思います。

○ 宮脇会長

現段階におきましては、この資料5のタイトル、それからその意味付けをしている本文を各委員の皆様でイメージの共有をしていただき、そういうイメージでよろしいかという確認になります。文章の推敲については、文章そのものに、やはり多義性や、曖昧性がどうしても出てきますので、最終的には審議会で色々御意見を伺った上で、体系的にまとめたいたとは思っております。その他、お気付きの点はありますでしょうか。

○ 小林委員

船橋市はまだこれから人口が伸びていくという御説明でしたが、日本全国で見ると、これから少子化社会に進んでいくということで、やはり都市の運営も、広域化等、都市間の連携が大事になっていくと思います。前回の御説明で、都心に近い、成田に近いというお話がありましたが、やはり船橋市の強みは、柏市、松戸市等にも直通する便利な鉄道網があることではないかと思います。通常、どこかに向かう場合いったん都心へ出て、目的地に行かなくてはならない場合が多いのですが、船橋市の場合は、直接隣の市に行き来できます。これが意味することは、例えば船橋市で何かイベントをすると、色々な人をたくさん集められ、逆に船橋市の市民にとってみれば、学校をどこにするか、あるいは職場をどこにするか、病院をどこにするか、色々な選択肢があるということだだと思います。やはり都市の魅力は、1つのことを押し付けられるのではなく、色々な選択肢があるということだだと思いますし、船橋市はそういったことを発揮できる非常に充実した鉄道インフラ、あるいは道路インフラを持っていますので、そういうことを生かした、他の都市との連携を図りながら、市民の満足度を高めていく、都市の魅力を高めていくというような考え方・視点があっても良いのではないかと思います。幸い、船橋はそういう潜在力を持っていますから、各都市に対してリーダーシップを持ちながら、そういった未来の方向を築いていけるのではないかと思います。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。その他にも、御意見ございますか。

○ 柏木委員

前回は御指摘させていただきましたが、序論や基本構想、基本理念があり、基本計画に入っていくという過程の中で、後からフィードバックして最終的に体系立ててことになるかと思いますが、それぞれ審議していく中で、網羅性、漏れがないようにしていただく必要があると思います。前回は、「市の特性」、「市を取り巻く社会経済情勢」、「市の発展の可能性」、「市が抱える重点課題」、この4つはどのように体系付けられるのか、関連付けられるのかという質問をさせていただきました。そこで資料5と資料1を見比べさせていただきますと、漏れている項目が、資料1の6ページ目の課題のところですね。まずは6ページの船橋市の状況のところ、単身と共働き世帯、外国人住民が増加しているという記載があります。それは資料5の中には、「年齢や障害の有無、国籍などにかかわらず」と入っていますが、船橋の発展を考えると、人口を増やすことが1つ課題だと思います。高齢者や障害者の配慮が本文中に書かれてはいますが、例えば、子どもがいない共働き世帯に住んでもらうようにどう誘導するかなどもキーワードになってきますし、また、単身の方にも住んでいただければ人口は増えます。私の記憶ですと、船橋市には昔、社員寮等があったと記憶しておりますが、若い人が独身時代から住み、家庭を持ち、子どもが生まれることで人口は増えていきますので、その観点が抜けているという印象を持ちます。

2つ目ですが、6ページの②、船橋市の状況で、「慢性的な交通渋滞」と書かれています。資料5の印象として、交通網が便利であるということが強調されていますが、それはそのとおりだと思いますし、鉄道網も縦のラインがあるということは強みだと思います。しかし、道路渋滞は昔からあったような気がします。外環道等とつながりアクセスがよくなるということはわかりますが、一般道は課題が残ると思います。そうすると、この資料5の本文ではすごく利便性が整っていますと、強調し過ぎているかもしれず、本当に市民を呼び込みたい、人口を増やしたいのであれば、課題の部分をきちんと指摘した上で、対策を考えていますとなさることがよろしいかと思います。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。今日の議論しているところは、「めざすべき姿」ですので、課題の書き方は留意が必要だとは思いますが、しかし今の御指摘のとおり、全てが整っているわけではありません。確かに、私も船橋に住んでいた時は、下道は良くないと感じていました。その後、どのくらい改善されたのか分かりませんが、いずれにしても、「めざすべき姿」に対して、この

課題というところを、どういう形で示していくかという問題提起だと思います。本文では抽象的な表現になっており、分野別のところで詳しく記載する、そういう住み分けは当然あるとは思いますが、今の御指摘というのは非常に重要ですので、事務局側の考えを教えてください。

○ 事務局（政策企画課長）

あまり課題を多く取り扱うと、基本理念の表現が非常に難しくなる部分がありますが、まさに考えていかなくてはいけないところだとは思っております。表現につきましては、再度考えさせていただきたいと思います。なお、課題につきましては、重点戦略などその次の段階にも反映する部分が出てくるとは思っておりますので、あらためて考えさせていただきたいと思います。

○ 柏木委員

ありがとうございます。課題は、船橋市の場合は強みになる可能性が十分あると思いますので、あえて言わせていただいております。それも踏まえて考えていただくと、さらに発展したものができると思います。

○ 矢部委員

企業では、ダイバーシティ・アンド・インクルージョンの取り組みの中で、10年前、15年ぐらいまでは、女性の活躍や子育ての支援などの福利厚生を整えていましたが、今は、性的マイノリティーの方々への配慮が、企業の福利厚生ですとか仕組みの中でも、従業員を引きつける中心となるトピックです。基本理念には「一人一人が自分らしく生き生き輝けるまち」とありますが、その中でも触れられていないトピックがあると思いました。恐らく、序論で触れられていないため、これからもしそれを触れたいということであれば、序論に追加をしなければいけないと思うのですが、どこまで船橋市が先進的な取り組みをしたいのか、将来こういうまちだったら住みたいという人たちを引きつけるために、どのようなトピックを自分たちの課題として持っていかなければいけないのかということを、もう一度考える余地があると思いました。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。今の件につきまして、他の委員の皆様から御意見ございますでしょうか。

○ 柏木委員

矢部委員のおっしゃるとおりだと思います。外国人のことは書かれているのですが、今、人口統計を見ると、日本人の人口は減っていますが、総人口の減少が緩やかな理由は、外国人の流入が多いからです。OECDの報告書によると、日本は外国人の流入がアメリカ、ドイツ、イギリスに次いで世界4位です。先程の性的マイノリティーの方々も含めて、どうやって船橋市の人口を増やしていくかということを大きく捉えて踏み込んでいかれてもよろしいのかなと思います。

○ 宮脇会長

他の委員の皆さん、いかがでしょう。

○ 本木委員

今、人口統計の御意見が出ましたが、資料5の中に「堅調な人口増加」という文言が3カ所にわたって記載されています。船橋市の人口は、2033年まで伸び続けるとなっていますが、生産年齢人口は2028年にピークがきます。なおかつ、年少人口は2013年でもうピークを迎えていることを考えると、序論の中で、「堅調な人口増加」と言い切っているのでしょうか。事務局のお考えを少し確認させていただきたいと思います。

それからもう1つ、11月に長野市に視察に行くのですが、「協働」を非常に大きく取り上げています。この「協働」という理念、船橋市は市民運動が非常に盛んだと私どもは思っていますが、こういった市民運動が盛んな船橋市の中で、「協働」という理念がこれからの総合計画の中に全く外れていて良いのだろうかと感じました。これから具体的には作り上げていくわけで

すから、この原案の中でも論議されてますが、確認をさせていただければありがたいと思いました。

○ 宮脇会長

1つ目は人口問題、それを背景とした性的マイノリティーに関すること。2つ目はいわゆる「協働」について、どういうふうに位置付けているのかということです。これについて、事務局から御説明をお願いします。

○ 事務局（政策企画課長）

まず、性的マイノリティーにつきましては、この序論を作る段階においても、取り組むべき項目であると考えております。船橋市総合計画のどこかにはその表現は入ってくると思いますが、序論には入れておりません。

「協働」につきましては、後期基本計画でも分野別計画に入っておりまして、重要な課題の1つだと考えております。「協働」ということだけではなく、地域での結びつき等、地域という言葉の中にすでに含まれた形で表現をさせていただいていると考えています。「協働」というのは、今後の分野別計画の中では必ず出てくる課題だとは考えております。

○ 宮脇会長

ありがとうございました。「協働」については、どこの地方自治体でも欠かせないテーマになってきていますので、その取り扱いということについては、どこかに必ず含まれるというふうには思っております。

それから人口問題につきましては、数と質の問題であり、次期総合計画の期間中においては、全体としては伸び続けるけれども、その質について大きな変化があります。さらにその後を考えれば総合計画そのものがもう少し長い視野を持って、その質というものを考えていかないといけないと思います。その点につきましては、これからの議論を踏まえながら、この表現の中に組み込んでいくという考え方になると思います。

それと、政策には良い悪いではなく、優先順位があります。全部をまとめて一気に実行することはできませんし、デメリットがありますので、その優先順位をきちっと我々が見るために、分野のところも含めて、体系的に全体を見ていめんと、どうしても判断がつかない部分があると思います。ですから、今の段階で、基本理念に全部入れようとする、分野別計画がまとまったようなものになってしまいますので、今は、いただいた御意見をきちっと記録をしながら全体像が見えてきたところで、また整理をするということで進めさせていただきたいと思います。

○ 古賀委員

今の会長の御発言から、もしかしたらこの段階で発言することではないかもしれませんが、我々民間企業でも、やはり行政との連携、市民の皆さんとの協力がとても重要になってくると思います。そのような観点で言うと、例えば子育て支援、高齢者問題や、地域の防犯の問題等、民間企業としても色々携わっていかなければならないと認識しておりまして、この基本理念の3の本文の中に、「多様な主体が支え合う」というところで、もしかしたらそこに包含されているのかもしれませんが、我々民間企業と行政、それから地域社会との連携が、もう少しどこかで表現されると良いかもしれないと思います。

もう1つは、これは行政によって考え方や決まりが違うのかもしれませんが、「障害者」という言葉が何度か出てきます。船橋市ではこの「障害」という漢字を使うことで、多分決められているのだと思いますが、これはもうこのままずっと使われるのかということを質問させていただきたいと思います。

○ 宮脇会長

「障害者」の文字の取り扱いにつきまして、事務局の考え方をお願いします。

○ 事務局（政策企画課長）

「障害者」の「害」の部分が漢字、平仮名、または違う漢字が使われるということがあろう

かと思いますが、船橋市におきましては、法律用語や、障害福祉課という課もある中で、「障害者」という漢字の「害」を使うことで統一させていただいております。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。前者の件は、例えば、災害復旧や、災害対応の時でも、やはり民間企業が市民の1つという位置付けで役割を担っていただくことは、これからは不可欠ですので、今の御意見につきましては、また検討をする中で、必ず含んでいく必要があると思っております。その他いかがでしょう。お気付きの点があれば御発言いただければ、これからの検討にも役立ちますのでお願いいたします。

○ 矢部委員

今、古賀委員が言ってくださった「障害者」の表現については、もちろん法律である用語はそのまま使うということはわかりやすいのかもしれませんが、やはり船橋市がどれだけ多くの人を包括していくかを考えた時に、例えば英語で言うと、「Disabled People」と言うのか、「People With Disability」と言うのかでは大きな違いになります。その人自体を障害者、障害があるというふうにしてしまうと、とても可能性を閉じ込めたような響きになります。恐らくその辺は民間企業がより敏感に取り組んでいるのかなと思います。船橋市も、そういう人たちも取り込みたいということであれば、この基本理念のところだけではなく、総合計画から離れたところで、じゃあ自分たちがどのような言葉を使っていくのかというのは、恐らく1つの大きな指針になるのかなと思いました。

○ 宮脇会長

その他いかがでしょうか。

○ 柏木委員

先程「協働」という言葉が出ましたが古賀委員の御意見もそのとおりだと思います。例えば、資料1の3ページの「多様な産業の発展」で、商業、工業、農業、漁業と書かれてはいますが、参画していらっしゃる委員が所属されている企業はどれも大企業ですが、大企業を活かしながらの協働といった目線が少し弱いと感じています。

課題のところでも指摘させていただきましたが、例えば5ページの発展の可能性のところでは、「新たな魅力を創出するまちづくり」とあり、官民連携の記載がありますが、資料5では「新たな魅力を創出するまちづくり」を記載している部分が1カ所しかなく、網羅性という意味では、少し漏れてしまっていると思います。船橋の立地上、企業誘致や、今ある企業も含めての発展性というのは、まだまだ可能性としてはあると思いますので、「協働」、「官民連携」、「共助」、色々言葉はありますが、それらのキーワードで膨らませていかれたらよろしいのではないかと思います。

○ 宮脇会長

最初に本木委員が御指摘されたように、やはり「協働」が1番大きなくくりになると思います。官民連携というのは非常に大きな柱であると同時に、恐らく民民連携とか、コミュニティ同士の連携といったようなことも、本質的なところになってくると思いますので、その辺の体系的なことを考えて、この表現もできるだけ網羅性を持って整理をしていくべきという御指摘だと思います。その他、いかがでしょう。

○ 宇於崎委員

この基本理念は4つでないといけないのですか。5つ目があっても良いのですか。

○ 事務局（政策企画課長）

あまり多くならないようにという考えはあります。

○ 宇於崎委員

例えば「協働」といったフレーズを5つ目の理念として整理すればいいのではないのでしょうか。

○ 宮脇会長

4 つに限定しているわけではないという事務局からの御説明ですね。それは今後検討をしていければと思います。

○ 企画財政部長

「めざすまちの姿」は、4 つに限定しているわけでは決してありません。本木委員から最初に出ました市民協働の理念は、常に持つような形で施策を展開してきました。確かに初めてこれを御覧になった方が、「協働」の2文字が抜けているんじゃないかと感じることはあるかもしれませんが、これから検討する必要があると思います。

○ 山崎副市長

基本理念が4つで終わるのか、5つで終わるのか、それは今後の御議論になってくると思いますが、翻って考えてみていただくと、このどこについても「協働」の考え方があって考えていますので、最終的に1つ下の部分でどう表現していくのか検討してまいります。私どもとしては、あえてここ記載しておりませんが、後は御議論の展開を見守りたいと思います。

○ 本木委員

かつて「協働」という言葉は辞書にないという議論を、10年か10数年前にされていましたがそういう時代を経て、今副市長がおっしゃったように、船橋の市政を運用する基本的なベースに「協働」という理念はもう入っていると、私もそういうふうを受け止めています。ですから、今度の第3次総合計画の中にも、それが明確にどこかに入ってくなくて良いのでしょうかと、先程提起をさせていただきました。

○ 山崎副市長

おそらく想いは一緒で、表現の仕方の問題だと思います。新たに5つ目として「協働」という言葉で、あえて打ち出すのか。あるいは、この中で包括的にどこかで、例えば基本構想の中で読めるようにするのか。その辺があると思うので、そこは今後御議論いただく部分だと思います。過去に市民協働課を作った際、自治会連合会に、色々な活動を既にさせていただいたこともあり、かなり「協働」があったということが分かってきて、前から脈々と流れていたというのが船橋市の事実だと思っています。ですから、この中で協働をどう表現するかというのは、全て底流に流れているものとして、包含されているものとして捉えるか、この全部を包含するものとして、別に「協働のまち」のような形で書くのか、皆様の御意見、御議論承りたいと思います。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。今の御意見等を踏まえさせていただきますと、「協働」ということをOSとして捉えて整理するのか、それともアプリケーションの1つとして並べるのかという議論で、今の副市長のお話というのは、船橋市の場合には「協働」というのは、既にOSになっているため、全体像として理解してもらおうというようなイメージだったと思います。これについては審議会として、また議論をしたいと思います。ただ、並列に並べるということではないといったお話を聞かせていただいたところです。

1点だけ、やはり踏まえなくてはならないことは、本木委員が言われることはそのとおりですが、今まで住んでいた人とこれから来る人の問題です。これから入ってくる色々な人たちにも、やはり「協働」について共有されないとコミュニティが進化していかないため、そのようなところも意識しながら、審議会の中で、どこへどう位置付けるかということは非常に重要ですので、御議論していただきたいと思います。ただ、並列的にここへ並べるより、もう少しOS的なもの思っていますが、これも審議会の中でまた、少し議論させてください。

今日の審議会の目的は、骨子案についてであり、事務局から御説明いただいた内容を踏まえ、皆様から、表現の在り方等について御意見をいただいたところです。この骨子案について、審議会としては、細かい文言等の御指摘はまだまだあるとは思いますが、大きな枠組みとして、こういう骨子案で良いかどうかということを、次の審議会の時に諮りたいと思います。全体像を体系的にするためには、1つ1つ階段を登っていかないとはいけません。そこで、皆さんから

いただいた御意見について、骨子案そのものに入れるべきものと、先程から御議論ありましたように、分野別計画に位置付けていく、あるいは潜在的なところに位置付けていく、これはもう体系的に色々あると思います。そういったところも踏まえながら、一度集約をさせていただきまして、その上で副会長と私で検討させていただきまして、調整をして、案を整理したいと思っております。

それを踏まえて、今度は、今日御議論いただきました基本理念や、あるいは重点戦略・分野別の流れを作らないといけないため、次回の審議会に向けまして、副会長と私で、いったんそういう整理をさせていただく御了解を得たいということがございます。この点はよろしいでしょうか。

【異議なし】

○ 宮脇会長

ありがとうございます。そうしましたら、副会長と私、事務局で調整させていただきます。色々議論させていただきたいと考えておりますが、その整理につきましては、御一任いただくという形にさせていただきます。

その他、委員の皆様から、何か御発言等、ございますか。

○ 柏木委員

インフラの整備について、資料1の6ページ目の「船橋市の現状」に公共施設の老朽化、清掃工場の建て替えによる公債費の増加という記載があり、財政的な負担がかかるというのはそのとおりです。しかし安心して暮らせるまちの基本に、インフラ公共施設等の問題はあるかと思しますので、例えば、資料5の基本理念の3にそれも備えていきますというふうに入れられればと思いますので、そこも漏れのないようにしていただけるとありがたいと思います。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。それでは、本日につきまして、議題は以上となります。それでは最後に事務局から連絡事項も含めまして、なにかございましたらお願いいたします。

2. その他（次回の予定）

○ 事務局（政策企画課長補佐）

長時間にわたり、ありがとうございました。本日の資料は後日市のホームページに掲載いたします。また、本日の会議録については、事務局で作成し次第、メール等で送付させていただきますので、御確認くださいようお願いいたします。次回の審議会の予定ですが、10月23日（水）、午後1時30分からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、会場については、第1回、第2回と同じ市役所9階の第1会議室となります。正式な開催通知は後日改めて御案内させていただきます。また、次回の審議内容のうち基本計画の重点戦略部分について、事前に委員の皆様より御意見をいただきたいと考えており、後日メール等で送付させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○ 宮脇会長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉会（15時15分）

以上